

平成27年6月11日

ハイアットリージェンシー東京

一般社団法人日本遊技関連事業協会
第26回通常総会における課長講話

ただいま御紹介にあずかりました警察庁保安課長の小柳でございます。

本日は、一般社団法人日本遊技関連事業協会の第26回通常総会にお招きいただき、お話しする機会を頂いたことに厚く御礼申し上げます。

まず、御列席の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っているところであり、この場をお借りして御礼申し上げます。引き続きよろしく願いいたします。

皆様方におかれましては、庄司会長の下、業界唯一の横断的組織というその特色を発揮され、1円ぱちんこに代表される遊技料金の低価格化、遊技機の不正改造防止対策、射幸性を抑えた遊技機の開発等、遊技客が少ない遊技料金で、安心して遊技そのものの面白さを楽しんでもらうための努力を続けられ、業界をリードしてぱちんこ産業の健全化に尽くされてきたものと承知しております。本年に入り、業界関係14団体を会員とするパチンコ・パチスロ産業21世紀会としての活動としても、貴協会が遺憾なく主導力を発揮していただいたことにより、「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」や「同運用マニュアル」等を速やかに策定していただいたことについては、業界の健全化に一定の成果を収めたものと頼もしく感じております。

また、東日本大震災への復興支援ボランティアを始めとし、里山造成事業、清掃活動等様々な社会貢献活動を継続して行ったほか、依然として社会的な課題となっている電力問題を含めた環境問題についても、省エネ対策を始め、積

極的に社会的責任を果たそうと御尽力され、相応の実績を上げてこられたもの
とっております。

しかしながら、依然として、のめり込みに起因すると思われる各種問題や、
賞品買取事犯、遊技機の不正改造事犯、違法な広告宣伝・賞品提供等が後を絶
たないなど、ぱちんこ遊技の健全化を阻害する要因が残されていることも事実
です。特に昨年は、通称 I R 法案と呼ばれる、特定複合観光施設区域の整備の
推進に関する法律案が国会で審議される中で、ぱちんこ遊技に対する遊技客の
依存・のめり込みが大きな問題として取り上げられ、ギャンブル依存の疑いの
ある方が536万人と推計された厚生労働省の研究班の調査対象にぱちんこも含
んだ数字として報道されるなど、ぱちんこ産業に向けられる国民の視線はこれ
まで以上に厳しくなっております。

貴協会におかれましては、このような業界を取り巻く厳しい現状に危機意識
を強く持っていただくとともに、ぱちんこが低予算で安心して遊べる娯楽とし
て社会から認められるよう、貴協会を始め業界が一致団結し、早急かつ着実に
対処していただきたいと考えております。

そこで本日は、業界の健全化を推進する上で特に必要であると考えているこ
とを何点かお話ししたいと思います。

まず、射幸性の抑制に向けた取組についてです。

ぱちんこ産業の現状について申し上げますと、公益財団法人日本生産性本部
の「レジャー白書2014」によれば、平成25年、市場規模が18兆8千億円と高水
準で推移する一方で、ぱちんこ遊技への参加人口は、対前年比で140万人減少
し、1,000万人を割り込む970万人となりました。このことからすると、いわ
ゆるヘビーユーザーへの依存度が高い状況が続いていると推察されます。近年
のこのヘビーユーザー化の傾向については、ホールの営業者自身が営業活動の
現場において肌で感じていることと思っておりますが、今一度、我々行政からも強調

しておきたいと思います。市場規模の18兆8千億円を、遊技人口970万人で割ってみますと、一人当たりの年間遊技費用の概算が算出されますが、概ね200万円の遊技費用となります。驚くべき数値であります。参考に、平成元年当時の数値を見てみますと、市場規模が15兆3千億円、遊技人口が2,990万人ですから、一人当たりの年間遊技費用は、概ね50万円でありました。それを平成25年と単純に比較すると、一人当たりの年間遊技費用は4倍となります。毎月5万円で遊んでいた人が、毎月20万円で遊ぶようになったということになります。遊技人口が年々減少する中で、市場規模がさほど変化していないぱちんこ産業の推移の裏側では、遊技客の遊技費用の増加が顕著になっているのであり、このことが、近年業界でよく言われるヘビーユーザー化を示す一例ではないかと思えます。

あくまで一例ではありますが、業界の皆様にあつては、こうしたヘビーユーザー化が進行した今の射幸性の高い営業が、果たして、ぱちんこにのめり込んでいる方を家族に持つ方々を始めとして、多くの国民の理解が得られるものかどうか、まずは自問自答していただきたいと思えます。「客が射幸性の高い遊技を求めるのだから仕方がない」という言い訳は、これだけぱちんこ依存を問題視する声が大きくなった現状においては、もはや通用するものではありません。ぱちんこ営業が「射幸心をそそるおそれのある営業」である限り、射幸性の適度な抑制は、健全な営業であるための不可欠な条件ではありますが、今の営業実態とぱちんこに対する国民感覚とは大きく乖離しているのではないかと危惧しております。

そのような認識を貴協会においても持たれることを願ってやみません。昨年8月に21世紀会として決議した方針に基づき、業界全体によるのめり込み対策の強化を継続されていると承知しておりますが、のめり込ませない対策の本質は、ぱちんこ遊技の射幸性の抑制にあります。その実現には、具体的には、遊技客の費消金額や獲得賞品総額を抑えることや、偶然性に過度に依存しない遊技を創出していくことなどが必要であると考えます。少額で遊べる遊技や、短

期間で終了する遊技の創出について、メーカー、ホール、双方の視点から検討されていると承知しておりますが、貴協会におかれましては、それらの検討が、実際に遊技台の前に座るユーザーに届く対策となり得るのかという尺度で見極め、実効的な射幸性抑制策の実現に向けて、各関係団体を牽引する役割を担っていただきたいと思っております。

次に、いわゆるのめり込み問題を抱えている方への対策について3点お話しします。

1点目は、21世紀会として策定していただいた「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドライン及び同運用マニュアル」についてです。この業界を挙げた取組の目的は、のめり込みを未然に防止し、のめり込んだ人が抱える問題解決に寄与するとともに、その家族を始めとした関係者の理解を得ることもであると承知しておりますが、その実現には、このガイドライン等が今後どのように現場で運用されるかが重要であると考えております。

そのためには、実際にガイドライン等を運用していくホールの現場への指導教育を徹底することに加え、必要があれば、ガイドライン等を更に実践的なもの、効果的なものに改定していくことも重要であると思っておりますので、適切なフォローアップを随時実施していただきたいと思っております。

2点目は、認定特定非営利法人リカバリーサポート・ネットワークについてです。同法人に寄せられた平成26年中の電話相談件数は3,077件であり、前年と比べて微減しているものの、依然として電話相談を必要としている方の存在がうかがわれる状況にあります。引き続き、広報ポスターの掲示等、営業所内外における広報啓発等の取組を推進することで、ばちんこに問題を抱える方に対し相談窓口の門戸が開かれていることの認知度を高めていただくとともに、同法人の事業活動に関する負担を考慮し、更なる支援をお願いいたします。

3点目は、児童の車内放置事案防止についてです。

昨年6月、駐車場の車内に乳児が放置され、熱中症により亡くなるという痛

ましい事件が発生しております。また、業界で取り組まれている巡回活動等により、例年数十件もの児童の発見事案が継続していることを考えれば、予断を許さない状況が続いているものと言わざるを得ません。本年も、これから暑い時期を迎えますが、このような痛ましい事件の絶無に向け、油断することなく各種未然防止対策を積極的に進めていただきたいと思います。

のめり込み問題は、ぱちんこ遊技の負の側面と言われることもありますが、この負の側面から目を背けることなく、問題解決に積極的に取り組むことが業界の社会的責任であることを自覚していただき、先にお話しした射幸性の抑制に向けた取組と相まって、引き続き業界全体で真摯に対応していただきたいと思います。

次に、ぱちんこ営業の賞品に関する問題について3点お話しします。

1点目は、賞品買取事犯についてです。

平成26年中における賞品買取事犯の検挙件数は9件で、前年に比べ4件増加しており、近年の増加傾向に歯止めがかからない状況にあります。また、事件の内容を見てみますと、法人の役員ぐるみで数店舗にわたって組織的に買取行為を行っていた事案等悪質な事案が後を絶ちません。こういった危機的現状も踏まえ、警察庁では本年4月1日付で、風営適正化法に関する処分基準のモデルの一部を改正し、現金等提供禁止違反及び賞品買取り禁止違反についての量定基準の見直しを行い、営業停止の基準期間を3月相当に引き上げました。賞品買取行為の規制が、ぱちんこ営業が賭博と一線を画すための非常に重要な規制であり、ぱちんこ営業の根幹に関わることを、業界内で今一度周知徹底していただき、賞品買取事犯の絶無を期していただきたいと思います。

2点目は、賞品の取りそろえの充実についてです。

賞品の取りそろえの充実については、平成18年に業界の取決めとして「ぱちんこ営業に係る賞品の取りそろえの充実に関する決議」がなされたものと承知しておりますが、現在においてもその履行状態は不十分であると認識しており

ます。皆様方におかれましても自ら立てた目標がまだ達成されていない状況を真摯に受け止めていただき、更なる御努力をお願いしたいと思います。

3点目は、適切な賞品提供の徹底についてです。

賞品の提供方法については、等価交換規制がなされていることは皆様も当然御承知のことと思いますが、残念なことに、依然として、一部の業者がこの等価交換規制に基づかない賞品交換を行っており、行政処分等厳しく指導・取締りを継続している状況にあります。適切な賞品を適切に提供するということが業界の共通認識となりますよう周知徹底に努めていただきたいと思います。

次に、遊技機の不正改造の絶無についてお話しします。

近年の不正改造の手口は、主基板の改造や、周辺基板のロムのプログラム改ざんが、疑似カシメ等の工作により巧妙に隠されたものも認められているなど、一層悪質巧妙化しております。このような厳しい状況の中、業界では不正改造情報の収集やこれを生かした不正に強い遊技機づくり等の様々な取組を推進され、一定の成果が挙げられているものと考えておりますが、このように悪質巧妙化している不正事案に対しては、引き続き手を緩めることなく、より効果的な対策を模索し、施策を進めていただきたいと思います。

また、一般社団法人遊技産業健全化推進機構の活動については、立入検査店舗数が昨年末時点で2万店舗を超え、この立入検査を端緒に検挙に至った事例も多数あるなど、着実に実績を積み重ねております。しかしながら、推進機構の立入検査活動において、昨年12月にも立入検査の妨害事案が発生したほか、妨害には至らないまでもそれに近い事案もあったと承知しております。立入検査を妨害するような行為は、不正改造の根絶を目指す業界全体の取組に真っ向から背を向ける行為であり、断じて許されるべきものではありません。このような事態が継続して発生していることを業界としても重く受け止め、再びこのようなことが起きることのないよう、ぱちんこ業界全体における不正改造対策への意識改革を行うとともに、推進機構の活動についての周知徹底をお願いし

ます。警察といたしましても、引き続き、推進機構と積極的に連携しつつ、厳正な指導・取締りを推進してまいりたいと考えております。

次に、遊技くぎの問題についてお話します。

くぎを曲げるなどして検定や認定を受けた遊技機と異なる遊技性能を創出することについては、悪質な不正改造事案であるのは御承知のとおりですが、依然として同種事案の発生に歯止めがかからない状況にあります。

特に、現在ぱちんこ遊技機市場の大半を占めるデジパチについては、大当たり抽選が作動する中央始動口のみを入賞させるよう、両脇その他の一般入賞口に玉が入らない仕様に改造するくぎ曲げ行為が懸念される状況にあります。

具体的には、現在市場に出回っているぱちんこ遊技機について、検定を取得した時の設計値によれば、一般入賞口に入る玉数は、10分間に数十個、1時間に数百個がコンスタントに入る性能となっておりますが、この性能を有する遊技機の一般入賞口に玉がほとんど入らなくなっているとすれば、極端に性能が改変させられた遊技機が営業の用に供されていることとなり、異常な事態であると言わざるを得ません。

そのような状況を改善すべく、本年6月から、推進機構の検査活動としてくぎに関する遊技機性能調査を実施していただくこととなったのは、先月通知したとおりであります。

このくぎの問題については、曲げれば不正改造というだけの単純な問題ではなく、遊技性能、すなわち遊技機の射幸性の適正管理を侵害するというぱちんこ営業の規制の根幹を揺るがす問題であることを強調しておきたいと思います。

御承知のとおり、くぎは遊技機の性能に直結する重要な部品であるため、くぎの角度や方向等を変更することは検定を受けた型式の性能を改変することにはかなりませんが、過度に偶然性に偏った遊技性能等、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機として営業の用に供していることが認められれば、風営適

正化法第20条第1項違反として、行政処分の対象となります。この違反は、当庁で定める量定基準では営業停止の基準期間につき3月相当として、非常に重い処分となっております。また、仮にメーカーがこのような著しく射幸心をそそるおそれのある性能を有した遊技機を、検定を受けた型式に属する遊技機として販売したり、不正の手段により検定を受けたり、遊技機取扱説明書の内容が正しく記載されていないことが判明した場合は、当該検定が取消されるとともに、当該メーカーはこの先5年間、検定を受ける資格を失うこととなります。このように、遊技機の射幸性の適正管理を侵害する違反が非常に厳しい理由は、先ほど申し上げたとおり、風営適正化法においてぱちんこ営業を規制する上で、射幸性の適正管理が制度の根幹の一つであるからにほかなりません。

また、冒頭、射幸性の抑制の重要性を申し上げましたが、これを実行していただくための大前提は、当然のことながら、射幸性が適正に管理されていることとあります。射幸性の低い遊技機の開発・普及への取組をいくら強調してみたところで、遊技客に遊技サービスが提供される時点で不正に性能が改変されているのであれば、射幸性の抑制は有名無実となります。射幸性の適正管理なくして、射幸性の更なる抑制なし、であります。

貴協会におかれましては、くぎの問題が、不正改造事案であるばかりでなく、ぱちんこ営業における射幸性の適正管理を侵害するという制度の根幹を害する事態であるとの認識に改めていただき、貴協会が業界横断的組織であるという立場から、くぎに関する健全化対策を業界を挙げた取組として、率先して推進していただきたいと思っております。目指すべきは、検定を受けた型式と同じ遊技性能を有する遊技機が全国ホールの営業の用に供されることとありますが、その実現に向け、本年6月から開始された推進機構の遊技機性能調査をきっかけに、必要があればその結果も利用しながら、ホール団体としてやるべきことは何か、また、メーカー団体、販売業者団体としてやるべきことは何か、貴協会が是非ともリードしていただき、改善に向けた取組を早急に検討・実行していただきたいと思っております。今後の業界の成熟のためにも、推進機構からの警察への通報

制度が開始された以降の警察の摘発により健全化が図られるものであってはならないと考えております。

次に、遊技機の設置や部品変更に伴う適正な手続の徹底についてお話しします。

風営適正化法令においては、ホールに適切な遊技機が設置されるよう、遊技機設置や部品交換時の変更承認手続においては、メーカー等が作成した保証書の添付が義務付けられているのは御承知のとおりであります。しかしながら、昨今、検定を受けた型式に属さない遊技機がホールに設置されるケースや、部品交換時の保証に必要な点検確認が適切になされていないケース等、保証書に関する取扱いが適正に実施されていないのではないかと疑われる事案が立て続けに発生しており、流通過程における取扱業務の健全化の精神が業界内で風化しているのではないかと危惧しております。そのため、この保証書の取扱いについて、今一度少し詳細にお話をさせていただきたいと思っております。

まず、保証書で何を保証しているかということですが、ホールに設置されようとしている遊技機や、部品交換により変更された遊技機が、検定を受けた型式と同一であることを保証するものであります。すなわち、この保証がなければ、変更承認申請を受けた都道府県公安委員会としても、申請対象の遊技機が検定機であるか否か判断できない、ホールの営業の用に供して良い適正な性能の遊技機か否か判断できない、ということであり、その意味で、この保証の問題も、先ほどくぎの問題でも申し上げました遊技機の射幸性の適正管理の問題であるということができます。どうかこの事を軽く考えないでいただきたいと思います。

変更承認を要する場合として、新台入替、中古機入替、部品交換の3つがありますが、そのうち、中古機入替の保証の実務としては、業界全体で取り決めている中古遊技機流通健全化要綱に則り、遊技機取扱主任者の資格を有する者を従業員とする販売業者において、適正に遊技機の保証行為が行われるよう、厳格に中古機流通制度が運用されることにより、メーカーでない者が中古機入

替の保証を行うことが可能となっているものであります。一方、新台入替の保証については、当然メーカーによる保証となりますが、昨今、ホール設置前に不正改造される事案等、検定機と異なる遊技機が設置されてしまう例が散見されるのは御承知のとおりです。その原因の一つは、流通過程の複雑化にあると考えております。つまり、メーカーの発送からホールに設置されるまでの間において、メーカーと委託契約等をした販売会社、運送会社、設置会社、それらの下請会社というように、数多くの関係会社が介在するのが一般的な流通形態となっております。特に、遊技客やホールに人気があり販売台数が多くなる機種ほど、孫請会社等を含めそれらの関係会社の数が膨れ上がることとなり、当該メーカーが把握もできないような状況になりがちで、そのような人気の機種ほど、不正改造がされやすい傾向にもあります。このような状況において、はたして、ホールに設置されようとしている遊技機一台一台について、メーカーが適切に保証を行えているのでしょうか。メーカー保証の現状は、中古機流通制度における販売業者による保証行為よりも劣っていると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

また、部品交換のメーカー保証についても、同様の問題を孕んでいることに加えて、部品交換により変更された遊技機が検定機と同一であることの点検確認がなければ適切に保証できないという課題も抱えております。

このように、新台入替と部品交換における保証については、メーカーの名の下に行われるべきであるとは言え、メーカー単独での保証行為が困難な現状にあるのであれば、適正に保証が行われるためには、新台入替と部品交換の保証についても、中古機流通制度のような厳格な制度管理として、新台流通制度や部品流通制度が新たに必要なのではないのでしょうか。少なくとも、保証行為において不正や不備があった場合には保証名義人が責任をきちんと負うことが明確にされている必要があると考えます。このようなメーカー保証に関する制度については、第一義的にはメーカー団体により検討・作成されるべきものであります。貴協会におかれましては、遊技機販売業者登録制度や遊技機取扱主

任者制度について有する知見から、メーカー団体の検討に協力するなどして、保証に関する厳格な制度設計を構築することにより、遊技機の射幸性の適正管理を実現していただきたいと思いをします。

次に、広告・宣伝等の健全化の徹底についてお話しします。

広告・宣伝等に関する違反については、依然として、特定の日に特定の遊技機を示し、イベント開催を告知して射幸心をあおるものや、くぎを開く等の違法行為の宣伝に関するものが発生しているほか、限定会員のみが閲覧できるウェブ媒体や、隠語を用いた伝達手段により、規制の目をかいくぐろうとするような悪質な事案も把握しております。現在、のめり込み問題対応ガイドラインを策定するなど、業界を挙げてのめり込み対策を進めている一方で、このような著しく射幸心をそそるような広告・宣伝等が根強く行われていることは、残念でなりません。皆様方におかれましては、更なる広告・宣伝等の健全化を徹底することはもとより、のめり込み対策と相まって、射幸性に頼らなくても遊技客が気軽に楽しめる遊技環境を創出する機運を業界に根付かせることに御尽力いただきたいと思いをします。

最後に、ホールにおける置引き対策についてお話しします。

置引きにつきましては、認知件数の総数が減少する中で、パチンコ店における置引きの認知件数が近年高水準で推移していることは昨年2月に発出した指導文書のとおりですが、昨年の発生状況についても、ぱちんこ店内の置引き認知件数が引き続いて全体の20%を超えており、改善の兆しが見えない厳しい状況にあります。業界団体としても、本年3月、21世紀会として「置き引き防止マニュアル」を策定していただきましたが、置引きの発生に歯止めをかけることができるかどうかは、今後のホールの現場における運用にかかっております。貴協会におかれましては、マニュアルの策定に満足することなく、これを遺憾なくホールに浸透させるとともに、ホールがより効果的に活用できるよう、必

要に応じてマニュアルの改訂も視野に入れながら、更に強力で防止対策を推進していただきたいと思います。

ぱちんこ産業は、遊技人口が減少しているとは言え、非常に多くの方々が参加している遊技産業であります。冒頭申し上げましたように、現在のぱちんこ業界を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっております。そのような状況の中、毎年のように行政から指摘される違法行為が根強く敢行され続けるぱちんこ業界は、今や岐路に立っていると感じております。

日遊協を始め、業界の皆様におかれましては、是非とも、行動を起こしていただくとともに、その結果を示していただきたいと思います。例年お話しする講話を講話のままで終わらせてしまうのではなく、今日から動き出すことを期待しております。

課題は山積しておりますが、射幸性の抑制と適正管理の実現を最優先課題として位置付けるとともに、その他の課題についても、一つ一つ真摯に対応していただくことはもちろんのこと、その結果が世間から評価されるということにこだわっていただきたいと思います。その実現なくして、ぱちんこは健全な遊技たり得ないと考えます。

今後のぱちんこ業界の皆様の御努力に期待いたします。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様方の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の話を終わります。

御静聴ありがとうございました。